

成立目前の社会福祉事業法改正案を考える

去る3月9日、北海道地域福祉学会定例研究会が開催され、厚生省社会・援護局の小林 雅彦地域福祉専門官より「社会福祉事業法改正と基礎構造改革の報告」と題して講演が行われた。社会福祉事業法改正案は閣議決定され、現在、国会に上程されているが、社会福祉の根幹に関わる重要法であり、高齢者の介護保険と同様に、福祉サービスの利用や障害者や児童などへの支援をすすめる仕組みが転換されることとなる。そこで、当日、講演で述べられた内容について、是非、会員のみなさんにもご紹介したく、ここに内容を掲載したので、先にお送りした事業法改正の資料と合わせてお読み取り下さい。

厚生省社会援護局で地域福祉専門官をしている小林です。

平成9年7月から社会福祉基礎構造改革の議論が始められました。社会援護局の課長・課長補佐・専門官らが集まり、制定50年になる社会福祉事業法がこのままで良いのか、たとえば措置制度はどうなのかということで、まず内部で議論を始めたわけです。その後、検討会、さらに審議会の中に分科会を設けて議論をしていただき、平成10年6月に中央社会福祉審議会構造改革分科会で中間まとめをいただき、さらに同年12月に追加意見をいただき、審議会としての意見をまとめたわけでした。そしてこの意見を受けて準備をすすめ、平成11年1月から始まる通常国会に法案提出の予定を立てていたのですが、結果的には丸一年が過ぎ、やっとこの3月3日に閣議決定がなされ、国会に法案の提出をしたところです。

社会福祉事業法の性格

基礎構造改革ということで、基本は社会福祉事業法の改正となっています。たとえば、老人福祉とか児童福祉というのは、それぞれ法律があります。通常「各法」といっていますが、たとえば老

人福祉法による老人福祉施設を運営するのは、自治体か社会福祉法人が行うことになるわけですが、この社会福祉法人について規定しているのは社会福祉事業法となります。今回の改正では、こうした各法の横割の部分、共通に関わる事項として、社会福祉法人のこと、審議会のあり方、社会福祉事業の範囲など、これらを見直したわけです。

社会福祉事業法の2条において、たとえば老人福祉法でいう特別養護老人ホームを経営する事業など、各法と関連させて規定しています。規定することによって、規制や監督や助成の対象になり、その他、社協、共募、その他、人材の確保とか諸々を規定しています。ただし、実際には、この事業法だけでは構造改革は完結しませんので、関係各法も改正することになり、合わせて8法の改正となります。

改正の趣旨－社会福祉法の意味

社会福祉の増進のための関係法律の整備等に関する法律案要綱ですが、改正の趣旨は大事な部分です。改正の趣旨は次のように書かれています。

社会福祉の一層の増進を図るため、福祉サービ

スに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、身体障害者、知的障害者、障害児等に係る福祉サービスに関し市町村等による措置から利用者の申請に基づき支援費を支給する制度に改めるほか、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の増進を図るための規定を整備する等の所要の措置を講ずること。

まず法律の題名を「社会福祉法」に改めます。現行の社会福祉事業法は今から50年前にできたものです。当時、憲法25条の基本的な人権等の規定はありましたが、では実際に福祉をどのように整備しすすめるのかといった体制の整備や事業については十分な実態がない中で、とにかくサービスを提供する基本的な仕組みづくりが急がれたわけです。それを社会福祉事業とし、施設等を担う社会福祉法人という仕組みを考え、それらによって社会福祉事業の運営主体の基盤整備を図るとともに、福祉事務所や審議会という仕組み、そうしたものを整備したわけです。したがって基本的には福祉を提供する側の仕組みを作るための法律、これが社会福祉事業法でした。ですから、今回の改正に盛り込んだ「情報の提供」の規定等は当時にはどこにもありませんでしたし、福祉サービスの利用者の援助とか苦情の解決といった仕組みもなかったわけです。

今回の法改正では、福祉サービスを提供する側の活性化や提供者として守っていただきたい責務等を明確なものにしていくことも盛り込まれていますが、このような事業を提供する側だけでなく、利用する側にも焦点をあて、社会福祉の事業者と利用者の立場、利用者の保護を含めた法律にしたことで、「社会福祉法」となったわけです。そこで名称が変わった意味は大変大きく、改正の趣旨を簡潔に現わしているのではないかと捉えています。

社会福祉事業と社会福祉を目的とする事業

それでは、どのように法律が改正されるかということで、「目的」の部分を確認していただきたいと思います。

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

ここで二つの点に注目して下さい。

ひとつは第1条の「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図る」ということが加わったこと、もうひとつは、現行の社会福祉事業法では「社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」とあるのを、社会福祉法ではそこに「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り」という部分が新しく加わったことです。ここには社会福祉事業と、社会福祉を目的とする事業という二種類の事業が出てきます。ここを十分、理解していただくことがポイントとなります。



社会福祉を目的とする事業に社会福祉事業は内包

第107条から社会福祉協議会の規定がありますが、そこに「社会福祉事業」「社会福祉を目的とする事業」さらに「社会福祉に関する活動を行う者」といった表記があります。共同募金の配分対象でも「社会福祉を目的とする事業」という表記があります。元々社会福祉事業というのは、事業法の第2条の規定で第一種、第二種とに分かれるのですが、そこには「〇〇法に規定する〇〇事業」という表現が使われています。したがって社会福祉事業というのは、明確に範囲が限定されているわけです。

概念の整理をしますと、「社会福祉を目的とする事業」というのはこの「社会福祉事業」を含んだものとして整理されます。そして、法律には明記されていないのですが、「社会福祉を目的とする事業」の解釈としては「福祉の増進を目的に計画的、継続的、反復的に拠点を定めて行うもの」と整理できます。たとえば無認可の作業所とか任意のグループが継続、反復して行なっている食事サービス、こうしたものは社会福祉事業ではありませんが、社会福祉を目的とする事業に該当するということです。

社協の公的な在宅サービスの受け皿化を意図していたわけではない

誤解をされていると思われる点としては、1990年の社会福祉八法改正の時に、現行の社会福祉事業法の第74条の4「市町村協議会及び地区協議会は第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努めなければならない」という規定の解釈です。というのは、これは必ずしも公的な在宅福祉サービスの受け皿化を意図したものではないということです。1990年の社会福祉八法改正によって、老人福祉サービス等の事務が市町村に委譲され、また平成5年度から老人保健福祉計画の策定が義務化されました。この

時に市町村が中心となって在宅福祉サービスに積極的に取り組んでいただきたいと厚生省は申し上げたわけです。その流れで、この事業法の第74条の4の表記に基づき、社協は社会福祉事業の受け皿となるのかといった誤解が生まれたようです。条文では「社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施する」となっているのに、「社会福祉事業の受託に努めなければならない」というような解釈が一部で見られました。もちろん、社協には公的な在宅福祉サービスに積極的に取り組んでいただきたいという期待はあったわけですが、ここは、そうした社会福祉事業の受託のみを意図したものではないわけです。移送サービスであったり、ガイドヘルプであったり、食事サービスであったり、事業法第2条で社会福祉事業として列挙されているものには入らないが、現実には地域の中で障害をもっている人、高齢者などに欠かすことのできない、あるいは生活を豊かにする重要なサービスは多々あるわけです。それらを住民の参画を得ながら社協が積極的に企画・実施するということが期待されているという意味です。

社会福祉法の第1条では「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」という表現で概念を拡げました。このことも、社会福祉事業法の「事業」が取れ、法律が規定する事業の範囲が広がったということについてもご理解をいただきたいと思います。

新しく社会福祉事業としたもの

第2条ですが、考え方は従来と同じで、第一種、第二種の区分は同じになっています。そこに今回、9種の事業を追加しています。たとえば「五 身体障害者福祉法に規定する……」で「身体障害者相談支援事業又は手話通訳事業」これらが新しく社会福祉事業に加われました。その他「知的障害者のデイサービス事業」「知的障害者相談支援事業」などが加わっています。実はここの第2条に書かれていないものとして、「盲導犬訓練施設を経営する事業」というのが法律案の要綱では新

設する社会福祉事業の中に入っています。

これは、今回の社会福祉事業法の改正は三段階に分かれていまして、平成12年4月1日施行の分、平成13年4月1日施行の分、平成15年4月1日施行の分になっています。平成13年4月1日施行に、「盲導犬訓練施設を経営する事業」と「身体障害者生活訓練等事業」が位置づけられます。残りの7種の事業は平成12年4月1日施行を目ざしています。「目ざしています」というのは、3月3日に閣議決定をし国会に出ています、実際には審議を経て4月1日施行を目ざしているということで、もしずれ込んだ場合、平成12年4月1日、乃至法律が成立したのち、速やかに施行されるとご理解ください。

第十章の中で「地域福祉計画」が入っていますが、これについては平成15年4月1日施行の分です。

権利擁護は福祉サービス利用援助事業

第2条3の十二に「福祉サービス利用援助事業」が出ています。これは地域福祉権利擁護事業として、平成11年10月からスタートしたもので、厚生省では基礎構造改革の中で法改正だけではなく、具体的に補助金を出して都道府県社協に実施していただく、いわば法律改正事項ではなく通知によってスタートをさせていただいております。地域福祉権利擁護事業は実施要綱上の事業名称です。そのことを含めて「福祉サービス利用援助事業」ということで社会福祉事業と位置づけています。したがって理屈上、地域福祉権利擁護事業は都道府県社協に補助金を出す事業ですが、「福祉サービス利用援助事業」として同様の事業内容をまったく別の機関・組織でやることも法律上は認められます。社会福祉事業としての要件を満たせば、誰でも実施することが可能です。第2種社会福祉事業というのは経営主体を規制しておりません。最近、保育所の経営について従来の参入の枠がなくなりました。従来は児童福祉法に関連する通知で規制を掛けてきました。たとえば株式会社

は保育園を経営できないというのは第2種社会福祉事業ですので、事業法では規制がないにも関わらず、実際には児童家庭局長の「保育所の設置認可等について」という通知で社会福祉法人及び例外的に財団法人しか認めてこなかったわけです。これを今回、通知を改め、認めるようにしたわけです。

利用定員の緩和措置

次に同じ第2条の4の四で「入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人に満たないもの」、これは「この法律における社会福祉事業には含まないもの」の規定です。つまり入所させて保護を行うものにあつては五人は社会福祉事業とは言わない、その他のもの、つまり通所などは二十人に満たないものは社会福祉事業とは言わないということで、これまで十九人以下の小規模作業所は通所の授産施設にはなり得なかったわけです。それで今回そのハードルを下げようということで、「政令で定めるものにあつては十人」としています。これは小規模作業所が社会福祉法人格を取得するための一つの道を開いたことになります。社会福祉法人格は税制上の様々な特典があったり、公的な補助、助成が受けやすいなどがありますが、社会福祉法人格を取得するためには、まず社会福祉事業を行っていることが前提です。社会福祉事業を行っていない社会福祉法人というのはあり得ないわけです。そうしますと、今まで15人の障害者で通所の授産施設と全く同じような責任体制で運営し財産を用意していたとしても、そのグループは法人格を取ることができません。つまり15人では社会福祉事業とは見なされない、あくまでも二十人以上でなければいけないわけでした。この二十人というハードルを十人に下げようということです。今、小規模作業所は全国で5,000カ所を超えと言われておりますが、だいたいその半分くらいが十人を超えているようです。そこで、こうした小規模作業所も社会福祉法人という人格を取得する

ことができる道筋を考えているわけです。無論、社会福祉法人でありますので、一定の財産は必要ですし、定款や役員、監事などを置くなど諸々のことはあります。厚生省としては、より安定的な組織として、公的にも何らかの関わりができるという仕組みを作るために、社会福祉事業の要件というハードルを下げることであります。ただ、これは法改正ではなく、政令で定めます。つまり二十人という原則を変えたものではなく、分野を限定して、たとえば通所授産施設に限っては十人でも良いというような内容の政令を作っていくということです。

地域住民を地域福祉の主体に位置付ける

社会福祉法の第4条に「地域福祉の推進」を設けました。これは従来にはなかった規定です。従来は「地域等への配慮」ということで、第3条の二で「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営むものは、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するにあたっては、医療、保健その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」これは社会福祉事業者に対する責務を書いており、営むものはこのようにしなければならないという考え方です。この条文の最後に「地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」とあるように、従来、地域住民はあくまでも外側にいて、理解し協力をする人という位置付けでした。これに対し、社会福祉法の第4条の「地域福祉の推進」では「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」ということで、地域住民を冒頭に出して地域福祉の推進の主体と位置づけをしました。

「社会福祉に関する活動を行う者」これはボランティアと捉えていただきたいと思います。継続的、反復的に拠点を定めて計画をもって行うものではないような社会福祉に関する活動、つまり時間の許す範囲ですすめるボランティア活動、あるいは労働組合がまとまって一過性のイベントの手伝いをするとか、ですから活動を行う者については厳密に規定する必要はないと思われますが、その人たちも地域福祉の推進に努めていただきたいと思いますという期待を含めております。

地域福祉の明文化

それで「地域福祉」について、第1条の目的の中で「地域における社会福祉」と表現しております。法律上はこれ以上は書いておりません。むしろ社会福祉法全体を通じ、様々な新しい事業を作りましたので、それらを通じて、地域福祉というものを実態化していくのではないかと考えております。

地域福祉計画づくりは義務化ではないが……

次に第6条ですが「国及び地方公共団体の責務」というのを定めています。

「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」

ここに「計画的」という言葉が出てきます。また第107条に「市町村地域福祉計画」が定められています。結論から言うと「地域福祉計画」というのは義務化をしておりません。条文の第107条が市町村分、第108条が都道府県分となります。第107条にもありますように「……策定し、又は変更しようとするときは、……」このようにして下さいという構成になっています。計

画を作るということでは、「第6条」と「第107条」で合わせて計画を義務化していませんが、関係者の声を反映させたり内容を公表しながら計画的に福祉の仕事をしていただきたいとしております。実際には、わが町は地域福祉計画という名前のものは作らないけれど、それぞれの事業は計画的にやっていると言われれば、それは自治の問題だということになると思います。

平成5年度に老人保健福祉計画が法定化され、これは義務化されました。それから障害者福祉計画については障害者基本法の中で市町村、都道府県は「計画を策定するよう努めなければならない」ということで努力を求めています。老人の計画が100%に対し、障害者や児童の計画についての義務化の声もありますが、一方で昨年の地方分権一括法の中で、国が地方公共団体に義務を課すというのは、明確な必要性や緊急性がなければならぬとされております。それぞれの市町村がどのように福祉の将来像を組み立てていくかは正に自治であると考え、福祉全体の計画的な実施であれば、その過程、手順を申し上げて、それ以上は申し上げることをしないということにしております。したがって地域福祉計画の策定は当然ながら自治事務です。市町村がそれぞれの判断において行うことになります。ただ、できるだけ総合的な地域福祉の推進に関わる計画をすすめていただきたいと考えておりますので、具体的な策定の方法など、より良いものを世の中に示していきながら、計画づくりがすすむような環境整備をすすめたいと考えています。

この地域福祉計画に関する部分は平成15年4月1日施行となります。

措置制度から利用制度への転換

今回の法律の改正で最も大きいものは、措置制度を利用制度に変えるということです。

介護保険では、従来、措置であったものを、たとえば老人ホームでは利用契約をして利用する手続となります。障害者の関係では、お金の仕組

みの部分は変化はありません。税金と利用料でこれまでと同様に行うわけですが、利用の仕組みについては介護保険とほぼ同様に、たとえば障害者福祉施設に入りたい場合、その施設と直接契約を結ぶことになります。そして、そこにかかった費用について、応分の負担をしていただく、その負担の仕組みも変えるとは思いますが、負担額そのものは今現実に負担している額よりも多くすることは想定していません。要するに応能負担という従来の考え方を踏襲して、本人の負担部分以外の経費については後で事業者に対し支払われるという仕組みです。また介護保険と同様に、どこの障害者施設でも在宅福祉サービスでも良いわけではなくて、たとえば北海道知事が認定する介護保険の指定事業者と同様に、公費の対象となる事業者はあらかじめ指定されていて、障害者がその事業者のサービスを利用した場合には応能負担で利用料を負担していただき、残りを国・自治体が応分の負担をして支払うという仕組みになります。その場合、利用するのは、あくまでも本人がその事業所とサービスの契約を結ぶということになっております。

サービスの整備に向けノーマライゼーションの7ヵ年プランということで、7年度から14年度の整備目標をたてて障害者福祉施策に力を入れて取り組んでいます。「介護保険と遜色のないような障害者の福祉施策をすすめる」というのが介護保険法が成立したときの国会の付帯決議ともなっています。

障害者施策の中での利用方式と苦情対応

今回、障害者の施策について利用方式化するため、いずれ介護保険の見直しのときに、障害者関係の予算も介護保険の方に回し、保険で障害者の介護もやるのかという議論もありますが、そのことと構造改革とは別な議論です。

それから障害者の福祉施策の利用の仕組みを基本的に本人が選んで契約をする形としますので、当然ながらサービスを提供する側、すなわち社会

福祉事業者には、様々な責任を持ってもらわなければいけないことになります。そのことは第7章の第61条から事業経営の準則があり、見ていきますと、第65条に「施設の最低基準」の部分があります。「厚生大臣は、(中略)福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない」となっており、いわゆる最低基準の中で「苦情対応の仕組みを施設の中に設ける」ことを厚生大臣が定めます。別紙の「福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図」を見ていただきたいのですが、この中で事業者については福祉施設のみならず在宅福祉サービスの事業者も含めた社会福祉事業者全体に共通した責務になるだろうと考えています。

苦情解決は事業者の段階でまず利用者からの苦情を受付する、契約利用となれば、当たり前のことなので条文化する必要もないことかもしれませんが、今までなかった事項でもあり、改めて条文化されています。事業者の場合、苦情受付担当者を明確にしたり、苦情解決責任者を明確にするということになります。また、利用者が一対一で苦情を申入れることが難しいこともあるので、ここに第三者委員を設けています。この第三者委員については原則、無給ということで、公平性を確保していきたいと考えています。

また、事業者の段階だけで問題は解決しないこともあり、この対応として「運営適正化委員会」を都道府県社会福祉協議会に設置していきます。これは第83条の「運営適正化委員会」のことで、この委員会では、利用者からの苦情を適切に解決をするということと、第84条の福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保の役割も担っていただくことになっています。既に地域福祉権利擁護事業はスタートしていて、要綱に基づいて、運営監視委員会が組織化がされていると思いますが、この運営監視委員会を含んだ形で「運営適正化委員会」を置く形になります。

また、第8章、福祉サービスの適切な利用、第一節 情報の提供等については、今まで規定がな

かったものを新たに設けたもので、情報提供、利用契約申込み時の説明、利用契約の成立時の書面の交付など、福祉サービスの利用者が不利とならないように、利用する側を支援する仕組みとして定めてあります。

社協と共同募金

今回の法改正で、「第十章 地域福祉の推進」という章立てをしました。従来は「共同募金及び社会福祉協議会」の部分だったものです。それで当面は第107条の市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の部分から始まるのですが、平成15年になりますと、この前に「地域福祉計画」の第107条、第108条が入り、社協の規定は2条後ろに下がって第109条からになります。

第107条の市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の部分ですが、ご承知のとおり当初、社協は都道府県社協のみ事業法で規定され、後から市町村社協が法制化されましたが、法律の条文では共同募金に社会福祉協議会の条文がはさまれる形になっていました。この経過をいうと、戦後、社会福祉の混乱期において、憲法の89条に民間の慈善事業に公費を支出してはならないという規定が厳密に解釈をされたため、従来の福祉施設に出されていた公費が一切出なくなり、その対応策として、アメリカで行っていたコミュニティチェイストという仕組みをGHQから共同募金という形で提案され、その位置づけを明確にするため社会福祉事業法で共同募金を規定しました。その際、自分たちでお金を集めてそれを自分たちで配分するというのでは公平性に欠けるということで、地域にある社会福祉協議会の意見を聞いて共同募金の配分をすすめることを盛り込んでいるわけです。

今回は、まず社協、しかも市町村社協を頭にもってきております。そして第107条の冒頭で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として性格も明確にしております。これは都道府県社協も同様です。事業の中身について、市町村社協は基本的には同じですが、さらに都道府県社

協の場合、第108条において、「二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」とか「三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」というようなことが位置づけられています。それで市町村社協においては、社会福祉を目的とする事業の実施ということで、幅広い事業に取り組んでいただく、また住民の参加をすすめていただく、それから様々な事業の調査とか普及啓発、宣伝をすすめていただくというのがメインです。考え方としては、住民をはじめ、いろいろな人が参加して、地域の福祉をすすめていくのが市町村社協であり、都道府県社協は、その市町村社協をバックアップすることが目的のひとつではありますが、同時に、広い意味での事業、つまり社会福祉を目的とする事業をすすめる関係者の養成とか研修、経営に関する指導など、全般を推進をする役割を持つと位置づけています。

第110条に共同募金について定めています。

「その区域内における地域福祉の推進を図るために配分する」ということで条文化されていますが、第113条に配分委員会を定めました。従来、第77条2に「社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数にその寄付金を配分しなければならない」という規定がありましたが、新しい条文ではこの過半数配分のことは何処にも書かれておりません。目的が地域福祉の推進であれば、別に社会福祉事業又は更生保護事業を営業者でなくても一定の手続きを経て配分ができるということにしております。また第116条では、大災害等の時のために、一定の部分をプールして、いざ大災害の時には都道府県の枠を超えて、共同募金の寄付金を配分することができるという仕組みを設けました。

今後の課題

最後に、今回、生活保護法の見直しはしていません。基礎構造改革ということなので、当然、生活保護法の見直しもやるべきではないかという意見もありますし、これから検討を始めようとして



いる段階です。まだ残っているのは、この生活保護法、それから障害者の年金などの経済給付の問題もこれで良いのかということがあります。これらをきちんと議論した上で、サービスの利用の仕組み等を組み合わせていく、その議論が今後必要だろうと思います。まず、今回は社会福祉の事業のすすめ方について利用者の視点に立った様々な条文を入れて、構造改革の一步を踏み出したということになるかもしれません。今後、介護保険の動きによっても、いろいろな検討すべき課題が出てくると思います。確かに構造改革ということで法律改正はすすみますが、これですべてが終わるのではなく、さらに、いろいろな仕組みの見直しも必要になるが行われるだろうと思っております。ただ基本的な考え方としては、今回お示したものを基本として貫かれるものと思います。

以上で、話を終わらせていただきます。

(文責 北海道地域福祉学会事務局)

北海道地域福祉学会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道社会福祉協議会総務部企画調整担当

☎ (011) 271-1944

FAX (011) 271-1977